

平成23年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

総務課 企画財政班

1. 健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成19年6月に制定されました。この法律において、地方公共団体の財政健全性を示す4つの指標を毎年度算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないと定められています（第3条第1項）。

算定した4つの指標のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。平成23年度決算に基づく健全化判断比率は以下のとおりです。いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
23年度	-	-	4.3	-
22年度	-	-	5.3	-
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が無く、将来負担比率もマイナスとなったため「-」で示されます。

(1) 実質赤字比率 - % (実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準15.00%・財政再生基準20.00% >

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

※実質収支が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 311,371}{4,460,627} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

参考：22年度

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 326,716}{4,642,835} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

◎湯沢町の実質収支は311,371千円の黒字であったため、実質赤字比率はありません。

一般会計の実質収支

単位：千円

	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支
23年度	7,094,161	6,638,354	144,436	311,371
22年度	6,701,757	6,284,287	90,754	326,716

(△15,345)

【標準財政規模】

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。町税収入等の減少により前年度と比較し182,208千円の減となっています。

【一般会計等】

公営企業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く会計。

(2) 連結実質赤字比率 - % (連結実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準20.00%・財政再生基準30.00% >

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

※連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\triangle 956,551}{4,460,627} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

参考：22年度

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\triangle 976,506}{4,642,835} \text{ 千円} = \boxed{\text{--- \%}}$$

◎湯沢町の一般会計等及び公営企業会計を除く公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支で赤字の会計はなく、公営企業会計（下水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計）についても資金不足額は発生していません。

各会計の実質収支 ※水道・病院・下水は資金剰余額 単位：千円

	22年度	23年度	差引
一般会計	326,716	311,371	△ 15,345
国民健康保険特別会計	36,773	66,471	29,698
後期高齢者医療特別会計	21	313	292
介護保険特別会計	15,450	4,529	△ 10,921
水道事業会計	394,747	354,354	△ 40,393
病院事業会計	176,322	179,452	3,130
下水道特別会計	26,477	40,061	13,584
合計	976,506	956,551	△ 19,955

(3) 実質公債費比率 4.3% (前年度5.3%)
 < 早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0% >

平成23年度に一般会計が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3カ年平均)。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、財政に及ぼした負担の程度を示します。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金の財源に充てた特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{(115,746 + 611,381) - (29,133 + 550,061)}{4,460,627 - 550,061} = 3.78291 \end{aligned}$$



◎湯沢町では早期健全化基準である25.0%を大幅に下回っており、前年度に比べ1.0%低下しました。起債の償還が進み元利償還金が減少したのが低下した主な要因と考えられます。

	単年度	3カ年平均
21年度	4.71683	4.3%
22年度	4.47235	
23年度	3.78291	

単位：千円

	21年度	22年度	23年度	差引(H23-H22)
地方債の元利償還金	153,212	136,430	115,746	△ 20,684
準元利償還金	652,426	629,881	611,381	△ 18,500
元利償還金の財源に充てた特定財源	28,785	27,627	29,133	1,506
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	579,962	555,902	550,061	△ 5,841
標準財政規模	4,754,186	4,642,835	4,460,627	△ 182,208

【地方債の元利償還金】 115,746千円 21年度 22年度 23年度 差引 (H23-H22) このページの数字の単位はすべて千円

一般会計において支払った公債費の額	元金	137,784	121,053	99,792	△ 21,261
	利子	15,428	15,377	15,954	577

【準元利償還金】 611,381千円 21年度 22年度 23年度 差引 (H23-H22)

特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの	下水道特別会計	562,763	542,160	525,098	△ 17,062
	水道事業会計	20,254	18,973	17,627	△ 1,346
	病院事業会計	16,144	16,144	16,144	0
一部事務組合等への補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの	魚沼地域特別特別養護老人ホーム組合	6,331	6,380	6,269	△ 111
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	南魚沼福祉会	11,957	11,493	11,227	△ 266
	魚沼地域福祉会	316	303	291	△ 12
	雪国ボランティア	143	139	135	△ 4
	土地改良区	34,106	34,106	34,106	0
	融資利子補給	412	183	484	301

【元利償還金の財源に充てた特定財源】 29,133千円 21年度 22年度 23年度 差引 (H23-H22)

元利償還金の財源に充てた特定財源	県貸付金（産業育成資金）	15,000	15,000	15,000	0
	公営住宅等使用料	13,785	12,627	14,133	1,506

【基準財政需要額算入額】 550,061千円

	21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
事業費補正	346,918	326,560	320,610	△ 5,950
災害復旧費等	209,962	205,906	206,346	440
密度補正	23,082	23,436	23,105	△ 331

(4) 将来負担比率 - % (前年度 - %)
 < 早期健全化基準350.0% >

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額に充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \\ &= \frac{8,682,951 - 9,147,034}{4,460,627 - 550,061} = \boxed{\text{--- \%}} \end{aligned}$$

◎平成23年度は、地方債の現在残高が増加したほか、学校整備基金から一般会計への繰入を行ったことにより将来負担に充当可能な財源が減少しましたが、下水道特別会計の借入金残高に対する将来負担が減少したことから、昨年と同様に将来負担比率は発生しませんでした。

単位：千円

	21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
将来負担額	9,158,095	8,846,705	8,682,951	△ 163,754
将来負担額に充当可能な財源	9,087,213	9,411,795	9,147,034	△ 264,761
標準財政規模	4,754,186	4,642,835	4,460,627	△ 182,208
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	579,962	555,902	550,061	△ 5,841

このページの数字の単位はすべて千円

【将来負担額】 8,418,896千円

		21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
地方債の現在高		967,319	1,163,666	1,329,573	165,907
債務負担行為に基づく支出予定額	南魚沼福祉会	68,701	58,715	48,728	△ 9,987
	魚沼地域福祉会	799	544	272	△ 272
	雪国ボランティア	816	685	571	△ 114
	土地改良区	151,123	120,757	89,614	△ 31,143
公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	下水道特別会計	5,880,416	5,492,661	5,039,727	△ 452,934
	水道事業会計	354,606	256,886	411,896	155,010
	病院事業会計	211,442	257,684	247,151	△ 10,533
一部事務組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	魚沼地域特別特別養護老人ホーム組合	68,089	62,918	61,971	△ 947
年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職金負担見込額		1,454,784	1,431,689	1,453,448	21,759
設立法人の負債額等負担見込額	土地開発公社				0
	新潟県信用保証協会		500		△ 500

【将来負担額に充当可能な財源】 9,147,037千円

		21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
充当可能基金（財調・減債・学校・美術館等）		3,112,281	3,540,622	3,451,543	△ 89,079
充当可能特定財源	公営住宅使用料	67,179	53,921	62,322	8,401
	教員住宅使用料	21,310	14,160	7,342	△ 6,818
基準財政需要額算入見込額		5,886,443	5,803,092	5,625,827	△ 177,265

【標準財政規模】 4,460,627千円

	21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
標準財政規模	4,754,186	4,642,835	4,460,627	△ 182,208

【基準財政需要額算入額】 550,061千円

	21年度	22年度	23年度	差引 (H23-H22)
事業費補正	346,918	326,560	320,610	△ 5,950
災害復旧費等	209,962	205,906	206,346	440
密度補正	23,082	23,436	23,105	△ 331

2. 資金不足比率（公営企業会計）

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政健全化を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

平成23年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。湯沢町は全ての公営企業会計において資金不足比率は発生していません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 法適用：水道事業会計、病院事業会計
法非適用：下水道特別会計

	資金不足額 資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	354,354	329,495	- %	20 %
病院事業会計	179,452	876,769	- %	
下水道特別会計	40,061	281,748	- %	

※資金剰余額は正の数値、不足額は負の値で表示。

(1) 資金不足額

$$\begin{aligned} \text{法適用} &= [\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費に} \\ &\quad \text{充当した地方債の現在高} - \text{流動資産}] - \text{解消可能} \\ &\quad \text{資金不足額} \\ \text{法非適用} &= [\text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費に} \\ &\quad \text{充当した地方債の現在高} - (\text{歳入額} - \text{翌年度繰越財源})] - \text{解消可能} \\ &\quad \text{資金不足額} \end{aligned}$$

(2) 事業の規模

$$\begin{aligned} \text{法適用} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ \text{法非適用} &= \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額} \end{aligned}$$

【下水道特別会計】

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{array}{l} \text{①歳出額} \qquad \qquad \text{②} \qquad \qquad \qquad \text{③歳入額} \qquad \qquad \text{④⑤} \\ (954,168,835\text{円} + \qquad \qquad 0\text{円}) - (1,009,879,991\text{円} - 15,650,000\text{円}) \\ \hline 281,747,344\text{円} - \qquad \qquad 0\text{円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{⑥営業収益の額} \qquad \qquad \text{⑦受託工事収益の額} \\ \hline \end{array}} = \frac{-40,061,156\text{円}}{281,747,344\text{円}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -14.22\% \end{array}}
 \end{array}$$

■**資金の不足額**＝(歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)－(歳入額－翌年度に繰越すべき財源)－解消可能資金不足額

- ① 歳出額 (954,168,835円)
- ② 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 (該当なし)
- ③ 歳入額 (1,009,879,991円)
- ④ 翌年度に繰越すべき財源 (15,650,000円)
- ⑤ 解消可能資金不足額 (該当なし)

■**事業の規模**＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

- ⑥ 営業収益に相当する収入の額 (281,747,344円)
- ⑦ 受託工事収益に相当する収入の額 (該当なし)

.....

〈参考〉

流動負債事業の通常の取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務
 流動資産現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品など
 営業収益主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入、収益の中心的なもの。
 解消可能資金不足額・・・事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において控除さ

繰上充用額.....歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 支払繰延額.....実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 事業繰越額.....実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額